平成２８年（フ）第６１２号
さいたま市大宮区下町１丁目40番地４
債務者　フォーライフ株式会社
代表者代表取締役　荒井　晴夫
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５２号
福岡県行橋市大字寺畔270番地１
債務者　宮木　道弘
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
長野県諏訪郡下諏訪町320番地
債務者　唐澤　治夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　智和
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３３号
長野県諏訪郡下諏訪町社7046番地11
債務者　唐澤　廣文
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　智和
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４１号
宮城県栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側23番地４
債務者　渡邊　貞弘
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　破産債権の届出期間　平成28年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠285番地
債務者　前田　孝志
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成28年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根110番地の162
小田急箱根リフレッシュクラブ、前住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164番地　箱根高原ホテル
債務者　沓澤　重信
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　　洋
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１２号
神奈川県秦野市西田原77番地の１　サミーコーポⅢ　201号
債務者　佐々木忠夫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１７号
青森市自由ケ丘２丁目18番地２
債務者　髙坂　昌治
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1733番地の１　グランモアＡ―201
債務者　隅谷　健一
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９２９号
札幌市北区あいの里３条１丁目12番10号
債務者　北川　雅彦
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２０号
札幌市清田区平岡公園東８丁目11番２号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３号
愛知県一宮市馬見塚字西ノ山８番地　コンフォール前田Ⅲ105号
債務者　インポートストアファーストこと　吉田　全仁
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６７号
兵庫県西宮市一ケ谷町６番８―501号
債務者　嵯峨根　隆
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３８号
愛知県みよし市三好町塩田74番地１
債務者　坂　　龍彦
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　裕文
4　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係